

恵庭市安全で安心なまちづくり推進計画（第4次計画） 主な変更点

1 全体構成の変更点

変更前	変更後
第1章 計画の基本的事項	第1章 計画の基本的事項
第2章 犯罪及び交通事故等の現状と課題	第2章 <u>これまでの主な取組状況</u>
第3章 計画の基本目標と <u>基本方針</u>	第3章 犯罪及び交通事故等の現状と課題
第4章 それぞれの役割	第4章 計画の基本目標と <u>重点目標</u>
第5章 計画の基本施策	第5章 それぞれの役割
第6章 計画の推進	第6章 計画の基本施策
資料	第7章 計画の推進 資料

2 章ごとの変更点

【第1章 計画の基本的事項】

- ・「地域コミュニティ」と言う文言を「恵庭市まちづくり基本条例」が令和5年に改正になったことを受け修正
- ・これまでの計画策定の経過や昨今の社会情勢などを記載

【第2章 これまでの主な取組状況】

- ・これまでの計画の評価と検証を行うこととしていることから、新たに章を追加
- ・条例に規定する基本施策（条例第8条～第15条）ごとに主な取組を記載

【第3章 犯罪及び交通事故等の現状と課題】

- ・第3次計画期間中における犯罪件数や交通事故件数など表やグラフを用いて分析
- ・道路交通法改正を受け、自転車に関する分析も新たに追加

【第4章 計画の基本目標と重点目標】

- ・項目として「基本目標」「重点目標」「基本方針」について記載していたものを条例の目的及び基本理念を元に「基本目標」と「重点目標」の2つに集約（内容に変更なし）
- ※ 「基本方針」については、前文に規定

【第5章 それぞれの役割】

- ・「2 市域活動団体の役割」に新たに恵庭地区防犯協会を追加
- ・その他、条例の規定（条例第4条～第7条）に合わせて文言を修正

【第6章 計画の基本施策】

- ・条例に規定する基本施策（条例第8条～第15条）はこれまでどおり記載し、基本施策に該当しないものを分類するため、新たに「9 その他」を追加
- ・「主な取組」に新たに項目を設け各種事業を分類
⇒ 今後、毎年度作成する「恵庭市安全で安心なまちづくり推進方策」の具体的な施策の項目としても活用
- ・写真をこれまでより多く使用し、活動の様子がわかるように工夫

【第7章 計画の推進】

- ・新たに「4 計画の進行管理」の項目を追加し、単年度ごとの推進計画を作成し実施する旨記載

【資料】

- ・新たに「恵庭市暴力団排除条例」を追加

【目次】

- ・以上を踏まえ、目次に反映し、それぞれページ番号を振り直し
- ・併せて、これまで目次に記載のなかった「交通安全確保に関する宣言」および「防犯都市宣言」を追加

第3次計画（令和3年度～令和7年度）から第4次計画（令和8年度～令和12年度）への加筆・修正箇所等については、「恵庭市安全で安心なまちづくり推進計画（原案）」（資料3）で朱書き表示しております。